

新規許可申請の手引き

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業
(積替・保管を除く。)

神奈川県

令和8年1月

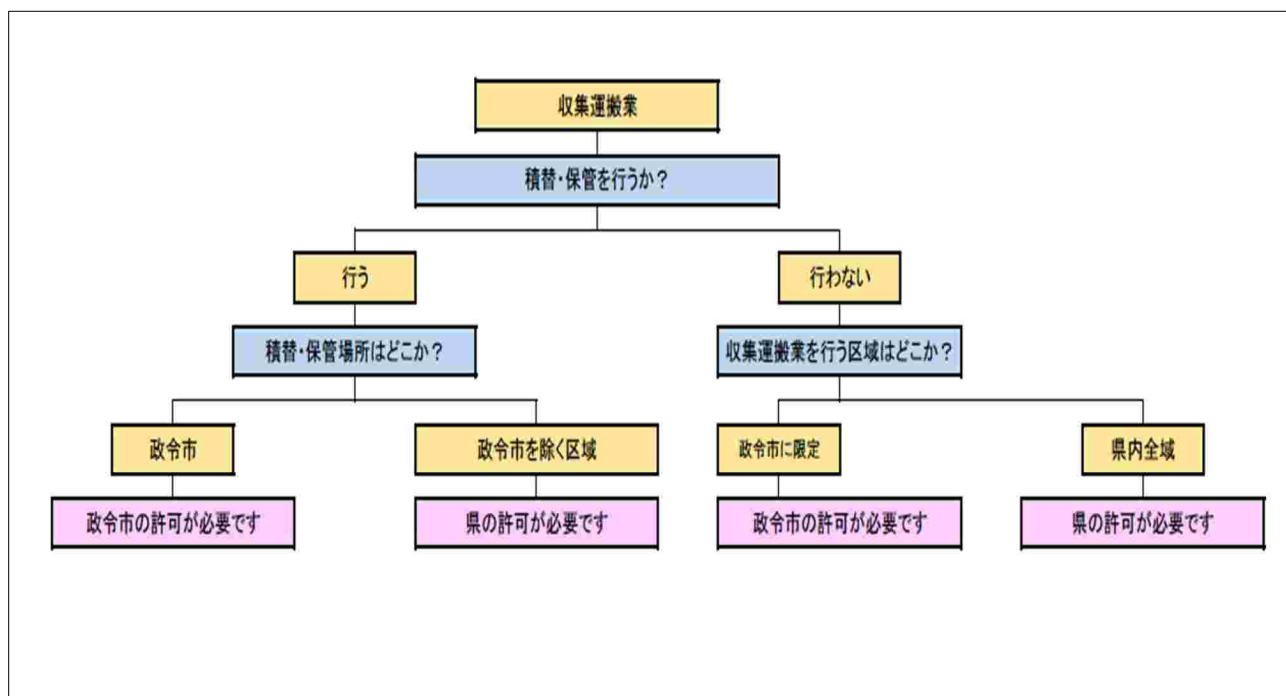
目 次

1	はじめに	1
2	神奈川県知事の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業の許可を受けるために	2
	(1) 申請書類等の準備	2
	(2) 申請窓口	3
	(3) 申請手数料	4
	(4) 許可証の交付	4
	(5) 申請手続きの流れ	5
	(6) (公財)日本産業廃棄物処理振興センター講習会の受講	6
3	必要な書類一覧	7
4	政令市の問合せ先	11

1 はじめに

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬を業として営むためには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、神奈川県知事や政令市（神奈川県では、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市）長の許可を受けなければなりません。

なお、政令市で事業を行おうとするときに、積卸しを行う地域が、政令市を含む複数の市町村にわたっている場合は、神奈川県知事の許可を受けなければなりません。この場合、政令市の許可は不要です。ただし、産業廃棄物の積替・保管を伴う収集運搬業を政令市内で行う場合又は神奈川県内で1つの政令市内のみで収集運搬業を行う場合は、その政令市長の許可を受けなければなりません。



■収集運搬業の申請に関する県のホームページ（様式、申請の手引き）

神奈川県 産業廃棄物許可申請 検索 ←

又は 神奈川県トップページ → 分類から探す → くらし・安全・環境

→ 環境技術・廃棄物処理 → 産業廃棄物

→ 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。）の許可申請等

QR コード



URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f671/>

2 神奈川県知事の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の許可を受けるために

(1) 申請書類等の準備

- 許可の種類は以下の3種類となります。本手引きは、新規許可についての手引きとなります。

新規許可	新たに神奈川県知事の許可を取得する場合の許可
更新許可	既に神奈川県知事の許可を取得している者が、その許可の有効期限が到来した後も同じ内容で事業を行う場合の許可
変更許可	既に神奈川県知事の許可を取得している者が、その事業の範囲を変更する場合の許可 〔具体例〕 積替・保管を含む許可への変更、取り扱う産業廃棄物の種類の追加

- 新規許可申請を行う場合は、申請書に必要書類（7～10ページの「申請に必要な書類一覧」を参照）を添えて、2部（正本及び副本各1部。副本は申請者控えのため、コピーでも構いません。）提出してください。

なお、審査に必要な場合、7～10ページの「申請に必要な書類一覧」に記載されている書類以外のものの提出を求めることがあります。

- 「積替・保管を含む」収集運搬業の許可を申請する場合には、申請手続等が異なりますので、積替・保管場所を所管する地域県政総合センター（政令市において積替・保管を行う場合は11ページの各政令市の問合せ先）に事前に相談してください。
- 行政書士が書類を作成した場合は、行政書士法施行規則の規定に基づき、必ず申請書及び変更届出書に記名して職印を押印してください。また、許可証の受け取り人が行政書士である場合には、その旨の委任状を提出してください。

(2) 申請窓口（下記のいずれか1箇所）

住所〔個人〕 本店所在地〔法人〕	申請窓口 連絡先
横浜市、川崎市、 神奈川県外	環境農政局 環境部 資源循環推進課 分室 〒231-8588 横浜市中区日本大通1（県庁新庁舎） TEL (045)210-1111 内線 4161～4165 FAX (045)210-8845
横須賀市、鎌倉市、 逗子市、三浦市、 葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部 環境課 〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19（県横須賀合同庁舎） TEL (046)823-0210（代表） FAX (046)824-2459
相模原市、厚木市、 大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、 愛川町、清川村	県央地域県政総合センター 環境部 環境調整課 〒243-0004 厚木市水引2-3-1（県厚木合同庁舎） TEL (046)224-1111（代表） FAX (046)225-5218
平塚市、藤沢市、 茅ヶ崎市、秦野市、 伊勢原市、寒川町、 大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部 環境調整課 〒254-0054 平塚市中里50-1（県平塚合同庁舎） TEL (0463)45-3150（代表） FAX (0463)45-3287
小田原市、南足柄市 中井町、大井町、 松田町、山北町、 開成町、箱根町、 真鶴町、湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部 環境調整課 〒250-0042 小田原市荻窪350-1（県小田原合同庁舎） TEL (0465)32-8000（代表） FAX (0465)32-8111

- **申請の手続は各申請窓口で行いますので、必ず電話で日時を予約した上でお越しください。予約の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）です。**

- 原則として、申請者が自ら申請してください。申請者に代わって代理人が申請を行う場合には、身分を証明する書類の提示を求めることがあります。

(3) 申請手数料

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
新規許可	81,000円	

なお、いったん納入された手数料は、還付しません。

また、収入印紙や他自治体の収入証紙は使用できませんのでご注意ください。

納付方法は e-kanagawa(郵送のみ)、納付書、キャッシュレス(窓口のみ)となります。

詳細は下記QRコードをご覧ください。

QRコード

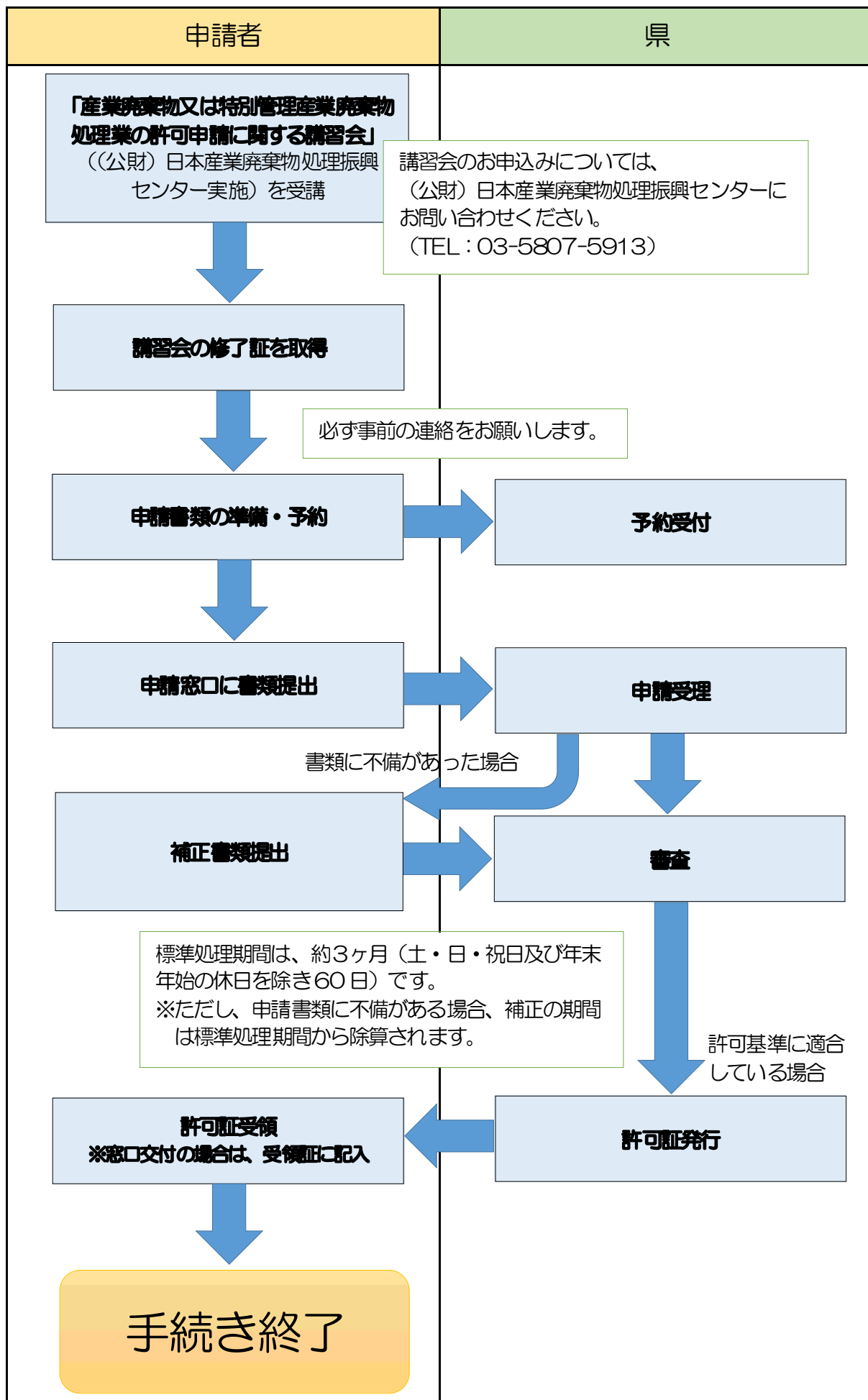


URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f671/index.html#%EF%BC%93>

(4) 許可証の交付

- 許可証は、原則として、申請書を提出した窓口で交付します。
- 郵送による許可証の交付を希望する場合は、申請時に令和6年10月1日以降の料金に対応したレターパックプラス(未対応の場合は80円分の切手を貼付したもの)か、490円(クリアファイルでの郵送希望の場合は、クリアファイルをご用意いただいた上で、530円分の切手(いずれも令和5年10月以降分料金・簡易書留代含む。))を貼ったA4判が入る返信用封筒を提出してください。

(5) 申請手続きの流れ



(6) (公財)日本産業廃棄物処理振興センター講習会の受講

- 申請に際しては、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」のうち、業の種類及び許可の区分に応じた講習会(次表参照)を事前に受講し、修了証の写しを申請書の添付書類として提出してください。
- なお、申請者が法人の場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員(監査役を除く。)又は政令使用人(県所管区域を事業活動の範囲とする支店等の代表者に限る。)が講習を修了しなければなりません。また、申請者が個人の場合には、申請者又は政令使用人(県所管区域を事業活動の範囲とする支店等の代表者に限る。)が講習を修了しなければなりません。
- 新規許可申請の場合は申請日の時点で有効な修了証が必要です。

講習会の種類 \ 許可申請の種類	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
産業廃棄物の収集・運搬課程 (新規講習会)	○	—
特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程 (新規講習会)	○	○
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の 収集・運搬課程(更新講習会)	※1	※1

※1 既に他の自治体で同じ種類の許可を受けている場合に限り、収集・運搬過程(更新許可講習会)の修了証で新規許可申請ができます。なお、その場合には、必ず申請日現在有効な他の自治体の許可証の写しを添付してください。

【講習会修了証の有効期限】

〔新規講習会〕 修了証の発行日(講習を修了した日)から5年以内
 〔更新講習会〕 修了証の発行日(講習を修了した日)から2年以内

【神奈川会場の講習会についての問合せ先】

(公社)神奈川県産業資源循環協会
 〒231-0023 横浜市中区山下町1 シルクセンター2F TEL (045)681-2989

3 申請に必要な書類一覧

新規許可申請の場合

【○：必ず提出 △：該当する場合に提出 ー：提出不要】

☑	申請書類等	提出の要否		備考
		法人	個人 事業主	
【申請書類（様式）】				
□	許可申請書（第1面～第3面） （廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則（以下「施行規則」といいます。）様式第六号 （特別管理産業廃棄物の場合は、施行 規則様式第十二号）	○	○	●行政書士が書類を作成した場合は、 行政書士法施行規則に基づき、許可 申請書第1面の余白に職名と氏名を 記載の上、職印を押印してくださ い。
□	事業計画書 （第1面、第2面、 第4面、第5面） 〔施行規則様式第六号の二〕	○	○	●事業計画第2面については、記載例 p7を参照の上、記載してくださ い。 ●積替保管なしの許可申請では、第3 面は提出不要です。 ●特に記載方法が複雑な事業計画第4 面、第5面は必ず記載例を参照して ください。
□	運搬車両の写真（第6面） 〔施行規則様式第六号の二〕	○	○	●車体の真正面及び真横から撮影した 写真で、車両の全体が写った写真を 提出してください。 ●撮影年月日を記載してください。
□	運搬容器の写真（第7面） 〔施行規則様式第六号の二〕	○	○	●申請者が保有する容器の写真を提出 してください（カタログ写真やイン ターネットから引用した画像は不可 です。）。 ●撮影年月日を記載してください。
□	事業開始資金及び調達方法 （第8面） 〔施行規則様式第六号の二〕	○	○	
□	資産調書（第9面） 〔施行規則様式第六号の二〕	—	○	●法人の場合は、提出不要です。
□	誓約書（第10面） 〔施行規則様式第六号の二〕	○	○	●日付は申請時に記入してください。 ●「押印を求める手続の見直し等のた めの環境省関係省令の一部を改正す る省令」が令和2年12月28日に 施行されたことにより、 実印の押印 が不要になりました。

☑	申請書類等		提出の要否		備考
			法人	個人 事業主	
【申請者に関する書類】					
□	定款又は寄附行為		○	—	●登記事項証明書は、 <u>履歴事項全部証明書</u> に限り ます。 ●住民票や登記事項証明書等の公的な書類は、 <u>申請日前3か月以内に発行されたもの（コピー不可）</u> に限り ます。 ●住民票は、本籍が記載されており、マイナンバーの記載がないものを提出してください。 ●外国人の住民票は、国籍・地域が記載されたものを提出してください。 ●改正廃棄物処理法及び同法施行規則が令和元年12月14日に施行されたことに伴い、 <u>神奈川県では「登記されていないこと</u> <u>の証明書」の提出が不要になりました。</u>
□	申請者（法人）の 登記事項証明書		○	—	
□	役員又は個人事業主	住民票 （本籍又は国籍・地域記載）	○	○	
□	株主等※	住民票 （本籍又は国籍・地域記載）	○	—	
		（株主等が法人の場合） 株主等（法人）の登記事項証明書	○	—	
□	政令使用人※	住民票 （本籍又は国籍・地域記載）	○	○	
		産業廃棄物処理委託契約の締結権限を有していることが確認できる書面 （参考様式）	○	○	
●法人である申請者が、金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を作成しているときは、これらの書類に代えて、当該有価証券報告書を提出することが可能です。 ●役員は、取締役や監査役等の登記上の役員のほか、法人に対する実質的な支配力がある相談役・顧問等も含まれます。 ●株主のうち発行済株式総数の5%以上の株式を有する者、また出資者のうち出資総数の5%以上の額に相当する額を出資している者を指します。 <u>※5%未満の株主等については提出不要です。</u> ●政令使用人とは、県所管区域を事業活動の範囲とする支店等の代表者であり、かつ産業廃棄物処理委託契約の締結権限を有している者です。 <u>※政令使用人に該当する者がいない場合は提出不要です。</u>					

●個人事業主の申請で、法定代理人の該当がある場合は、別途担当窓口までお問い合わせください。

●成年後見人が選任されていない旨の登記事項証明書は、提出不要です。

●改正廃棄物処理法及び同法施行規則が令和元年12月14日に施行されたことに伴い、神奈川県では「登記されていないこと」の証明書の提出が不要になりました。

☑	申請書類等	提出の要否		備考
		法人	個人事業主	
【技術的能力に関する書類】				
□	講習会修了証の写し	○	○	●講習会については手引きの6ページを確認してください。
【経理的に関する書類】				
□	直前3年間の貸借対照表※	○	—	※各事業年度毎に並べて提出してください。 ※設立して間もない法人については以下のとおりです。 ・1度も申告期限を迎えていない場合は税務署に提出した法人設立届出書 ・1度でも申告を行っている場合は申告を行った事業年度の決算書類及び納税証明書一式 ●法人である申請者が、金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を作成しているときは、これらの書類に代えて、当該有価証券報告書を提出することが可能です。 ●法人税の納税に関し連結納税制度を採用している場合、各連結事業年度における連結法人税の個別帰属額の届出書を併せて提出してください。 ●納税証明書は、申請日前3か月以内に発行された原本に限ります。
□	直前3年間の損益計算書※	○	—	
□	直前3年間の株主資本等変動計算書※	○	—	
□	直前3年間の個別注記表※	○	—	
□	直前3年間の法人税納税証明書〔その1〕※	○	—	
□	直前3年間の所得税納税証明書〔その1〕	—	○	
【運搬施設等に関する書類】				
□	電子車検証の写し (又は自動車検査証記録事項の写し) (船舶の場合は船舶検査証書の写し)	○	○	●船舶検査証書で使用権原が確認できない場合、裸傭船契約書又は定期傭船契約書の写しも提出してください。なお、定期傭船契約については、以下の2つの条件が必要です。 ①傭船者は、船主から本船の船長及び乗組員に対する雇用契約に基づく労務供給請求権の譲渡を受けており、船長及び乗組員に対する産業廃棄物の海上運搬等に係る指揮監督を行い、傭船者の指定する産業廃棄物の海上運搬を行うものとする。 ②海上運搬に係る責任は、傭船者が一切負うものとする。

☑	申請書類等	提出の要否		備考
		法人	個人 事業主	
【許可証】				
□	他都道府県又は政令市の許可証の写し※	△	△	※他都道府県又は政令市の許可がある場合は、最新の1枚を提出してください。
□	県内政令市の許可証の写し※	△	△	※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市で積替・保管を含む許可を受けている場合に提出してください。
□	本県許可証の写し※	△	△	※本県で（普通）産業廃棄物の許可を受けているが、新たに特別管理産業廃棄物の許可を受ける場合、又はその逆の場合で、今回許可を受けようとする区分で他県の許可を受けていない場合に提出してください。
【その他】				
□	委任状※	△	△	※許可証の受け取り人が申請者以外である場合は、申請者の押印がある委任状を提出してください。

【新規許可申請に関する注意事項】

- 産業廃棄物の新規許可申請と特別管理産業廃棄物の新規許可申請を同時に行う場合は、事業計画書・第6面（車両の写真）、事業計画書・第7面（運搬容器の写真）、定款又は寄附行為の写し、登記事項証明書、住民票、決算書類（財務諸表）、納税証明書、電子車検証（又は自動車検査証記録事項）の写しで、相互に共通するものについては、片方の申請書類に添付すれば、もう一方の申請では添付を省略して差し支えありません。
- 書類の提出の前に、不足書類がないか今一度ご確認ください。

4 政令市の問合せ先

横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市への許可申請については、それぞれの市にお問い合わせください。

事業地域	許可を行う者	担当部局名	所在地等
横浜市	横浜市長	横浜市資源循環局 事業系廃棄物対策部 事業系廃棄物対策課	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10（新市庁舎23階） TEL (045)671-2511
川崎市	川崎市長	川崎市環境局 生活環境部 廃棄物指導課	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 TEL (044)200-2593
相模原市	相模原市長	相模原市環境経済局 資源循環部 廃棄物指導課	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 TEL (042)769-8335
横須賀市	横須賀市長	横須賀市 資源循環部 廃棄物対策課	〒238-8550 横須賀市小川町11 TEL (046)822-8418